



**消費税
増税前に
必聴!**

**二次相続を
見据えた対策が
重要!**

40年ぶりの大改正! 間違えない 相続対策

2018年7月の民法改正で、相続に関する法制度が変わりました。約40年ぶりとなる大幅な見直しとなり、2019年1月から順次施行されます。その内容は多くの人に関わるもの。改正のポイントをしっかり押さえ、相続のトラブルを回避しましょう。

資産を未来につなぐ 土地活用セミナー 参加無料 先着30名様 予約制

開催日時 **1月13日** 13:30~16:30
[受付開始 13:00]
※第2部終了後、ティータイム&個別相談会を開催します。個別相談をご希望の方は、お申込時に併せてご予約ください。

会場 **ホテルメルパルク長野**
長野市鶴賀高畑752-8<3階『飛翔』> ☎026-225-7800



スケジュール

- 13:00 受付開始
- 13:30 ~ 15:00 **第1部** — 40年ぶりの大改正 —
『わかりやすい相続法改正』
テーマ: 『考えよう!二次相続対策』
配偶者と子への一次相続税対策だけでは不十分です。二次相続に備えた、新設の「配偶者居住権」や「配偶者税額軽減」「小規模宅地等の評価減」などの効果的な活用法を分かりやすく解説します。
【講師】税理士 稲場 広宣氏 (税理士法人 四谷会計事務所)
金融資産運用、遺言信託、不動産投資のコンサルティングなど信託銀行での業務経験を活かし、現在は四谷会計事務所パートナー税理士として総合的なコンサルティング業務を行っている。
- 15:15 ~ 15:45 **第2部** 『パナソニック ホームズの土地活用でできること』
【講師】パナソニック ホームズ株式会社
土地活用策は賃貸住宅経営だけとは限りません。高齢者介護施設、医院・クリニック、保育施設など、土地オーナー様と地域のニーズに応える、パナソニック ホームズの多彩なご提案を実例を交えてご説明します。
- 15:45 ~ 16:30 **ティータイム & 個別相談会**
第2部終了後、ホテルのケーキとお飲み物をご用意。また、個別のご質問・ご相談に専門家がご答えします。



セミナーのお申込みは **下記お電話 ☎裏面カードでお申込みください。** ※締切日前でも定員に達し次第締切しますので、お早めにお申込みください。
〈お申込み期限〉1月10日(木) **Tel.026-227-4552** 〈火曜・水曜定休〉

パナソニックホームズ東海株式会社 本社 〒381-0034 長野市上高田992-3

土地活用をバックアップする、パナソニックホームズの多彩なメニュー。

土地オーナーさまと入居者と地域社会のニーズに応え、最適な土地活用をご提案します。

賃貸専用住宅



入居者視点で心地いい暮らしを追求した上質な住空間と一歩先を行く快適仕様で、競争力の高い賃貸住宅経営を実現します。

高齢者住宅



超高齢時代のニーズに応える土地活用。サービス付き高齢者住宅やグループホームなど、入居者のご家族に大きな安心をお届けします。

医療クリニック



患者さんはもちろんドクターやスタッフへのやさしい配慮が詰まった、地域に愛される安全で快適な診療空間をご提案します。

保育施設



子どもの未来と社会への貢献のため、これまでに培った実績とノウハウを活かして、子どもの健やかな成長を育む保育環境を実現します。

2019年3月末までにご契約の場合

10月1日以降のお引渡しでも消費税率は8%が適用されます。

予定通りであれば、2019年10月に消費税率が10%へ引き上げられます。賃貸住宅を含む注文住宅では契約から引渡しまで長期間を要するケースが多く、増税の半年前(3月31日)までに契約すれば、増税後の引渡しでも8%の税率が適用される『経過措置』が設けられています。特に税負担の大きい賃貸住宅のご検討はお早目に。

経過措置が適用される請負契約の期限(3月31日)

税率10%へ引上げ(10月1日)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	以降	
注文住宅	税率8%で建てられるケース			税率8% (平成31年3月末までの契約)							引渡	
	税率10%になるケース			税率10% (平成31年4月以降の契約)							引渡	

パンフレット

「土地活用でできること」と「成功する賃貸住宅経営の本」をセットで差し上げます。



ご希望の方は下記カードでお申込みください。

お問い合わせは

パナソニックホームズ東海株式会社 Tel.026-227-4552 午後10時～午後5時 (火曜・水曜定休)

本社/〒381-0034 長野市上高田992-3